

## ユースタイルカレッジ 介護福祉士実務者研修（通信） 学則

### 第1条（目的）

ユースタイルカレッジ 介護福祉士実務者研修（通信）（以下、本養成施設という。）は、介護に携わる者が、業務を遂行する上での知識・技術とそれを実践する際の考え方のプロセスを身につけ、より専門的な介護業務を行うことができるようになることを目的として実施する。

### 第2条（名称）

本養成施設は、ユースタイルカレッジ 介護福祉士実務者研修（通信）と称する。

### 第3条（位置）

本養成施設の位置は、東京都中野区中央 1-35-6 レッチフィールド中野坂上ビル 6F とする。

### 第4条（修業年限）

本養成施設の修業年限は、次の区分表のとおりとする。

修業年限内に修了することが出来ない場合、1年までの在籍と学習を認める。

	実務者研修 ノーマルコース	生活援助従事者研 修修了者コース	初任者/ヘルパー2 級修了者コース	ヘルパー1級 修了者コース	介護職員基礎研 修修了者コース
修業年限	6 カ月	3 カ月	2 カ月	1 カ月	1 カ月

### 第5条（生徒定員・学級数）

本養成施設の1学級の定員は、12名とする。1年間の学級数は、280学級とする。

### 第6条（養成課程・履修方法）

本養成施設の養成課程は、実務者研修（通信課程）とする。

履修方法および受講時間数は次の区分表のとおりとする。

自宅学習で免除される科目に関しては、別紙1のとおりとする。

	実務者研修 ノーマルコース	生活援助従事者研 修修了者コース	初任者/ヘルパー2 級修了者コース	ヘルパー1級 修了者コース	介護職員基礎研 修修了者コース
自宅学習（通信課程）	405 時間	365 時間	275 時間	50 時間	50 時間
介護過程Ⅲ（面接授業）	45 時間	45 時間	45 時間	45 時間	免除
医療的ケア演習 （面接授業）	14 時間	14 時間	14 時間	14 時間	14 時間
受講時間合計	450 時間 + 14 時間（演習）	410 時間 + 14 時間（演習）	320 時間 + 14 時間（演習）	95 時間 + 14 時間（演習）	50 時間 + 14 時間（演習）

### 第7条（休業日）

本養成施設の休業日は年末年始（12月31日、1月1日）とする。

### 第8条（入所時期）

本養成施設の入所時期は毎年、各月の1日、10日、15日、20日のいずれかとする。

### 第9条（入所資格）

本養成施設の入所資格は次のとおりとする。

- (1) 実務者研修ノーマルコース

- 本養成施設の各教室に通える範囲に在住または在勤であり、通学可能であること。
- (2) 生活援助従事者研修修了者コース  
本養成施設の各教室に通える範囲に在住または在勤であり、通学可能であること。  
生活援助従事者研修を修了し、  
その修了を証明できる書類を当法人に提出していること。
- (3) 初任者/ヘルパー2級修了者コース  
本養成施設の各教室に通える範囲に在住または在勤であり、通学可能であること。  
介護職員初任者研修または、訪問介護員研修2級を修了し、  
その修了を証明できる書類を当法人に提出していること。
- (4) ヘルパー1級修了者コース  
本養成施設の各教室に通える範囲に在住または在勤であり、通学可能であること。  
訪問介護職員研修1級を修了し、  
その修了を証明できる書類を当法人に提出していること。
- (5) 介護職員基礎研修修了者コース  
本養成施設の各教室に通える範囲に在住または在勤であり、通学可能であること。  
介護職員基礎研修を修了し、  
その修了を証明できる書類を当法人に提出していること。

#### 第10条（入所者の選考）

本養成施設の入所者の選考は以下のとおりとする。

当法人指定の申し込み用紙に必要事項を記載の上、期日までに申し込んだ者。  
ただし、定員に達した時点で申し込みは終了する。

#### 第11条（入所手続き）

本養成施設の入所手続きは次のとおりとする。

- (1) 当法人は、申し込み用紙の書類審査の上、  
受講者の決定を行い、受講決定通知書を受講者あてに通知する。
- (2) 受講決定通知書を受け取った受講者は、第14条の受講料を納入する。
- (3) 当法人は、受講料の納入を確認した後に教材を郵送する。

#### 第12条（退学、休学、復学、卒業）

本養成施設の退学等の規定は次のとおりとする。

- (1) 退学  
第16条に該当する者は、退学とすることができる。
- (2) 休学  
受講生は、疾病その他やむを得ない理由により就学をすることができない場合は、  
休学届を提出し、当法人の許可を得なければならない。  
ただし、復学までの期間は最長でも1年間とする。
- (3) 復学  
休学していた学生は、休学の理由が消滅し、復学しようとするとき、  
復学届を提出し、当法人の許可を得なければならない。
- (4) 卒業  
第13条に該当し修了認定を受けた者は、卒業とすることができる。

### 第 13 条（学習の評価及び課程修了の認定）

#### (1) 課程修了の認定

本養成施設はテキストによる自宅学習（通信課程）全てと、通学による学習（面接授業）の全てを受講し、第 13 条の評価を達成することで修了の認定となる。

#### (2) 評価方法（通信課程）

添削課題を提出期限までに提出することとする。

課題は ABCD の 4 段階で判定し、評価 D は不合格とし課題再提出となる。

（A → 90 点以上、B → 80 点以上、C → 70 点以上、D → 70 点未満）

再提出の場合は添削箇所を訂正し、指定の提出期限までに再提出する。

C 判定以上の判定がでない場合は次の課題には進めずに繰り返す。

#### (3) 評価方法（面接授業・介護過程）

介護過程Ⅲの演習については、担当講師により理解度を確認し、

演習内容を ABCD の 4 段階で判定し、評価 D は不合格とし再受講・再判定とする。

A → 演習を実施・知識を具体的に説明できる

B → 演習をほぼ実施・知識を概説できる

C → 演習をなんとか実施・知識を列挙できる

D → 実施・知識を説明できない

#### (4) 評価方法（面接授業・医療的ケア）

医療的ケアの演習については、救急蘇生法について心肺蘇生の流れを 1 回以上、

喀痰吸引について口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内部をそれぞれ 5 回以上、

経管栄養について胃ろう・経鼻経管栄養をそれぞれ 5 回以上行う。各実施の最終

回において、担当講師の確認のもと、受講者が手順通りに一人で実施できること

で合格とする。

### 第 14 条（入所検定、入所料、授業料等）

本養成施設の受講料は次の区分表のとおりとする。

（全て税込み表示）	実務者研修 ノーマルコース	生活援助従事者研修 修了者コース	初任者/ヘルパー 2 級 修了者コース	ヘルパー 1 級 修了者コース	介護職員基礎研修 修了者コース
テキスト代	13,824 円	13,824 円	13,824 円	5,184 円	3,024 円
受講料	118,176 円	97,176 円	82,176 円	65,216 円	32,976 円
受講料 テキスト代込	132,000 円	111,000 円	96,000 円	70,400 円	36,000 円

### 第 15 条（教職員の組織）

本養成施設には以下の教職員を置く。

(1) 養成施設長

(2) 教務に関する主任者

(3) 介護過程Ⅲ担当教員

(4) 医療的ケア担当教員

(5) 事務職員

### 第 16 条（賞罰）

本養成施設において、次のいずれかに該当した場合は、戒告、退学の措置をとることができる。

- (1) 素行不良で改悛の見込みがないと認められる時。
- (2) 秩序を乱し、受講生としてふさわしくない行為のあった場合。
- (3) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる時。
- (4) その他この学則または、これに基づく規定に違反した場合。
- (5) 反社会的勢力またはその関係者と認められる者。

#### 第 17 条（その他留意事項）

本養成施設の実施に当たり、次のとおり必要な措置を講じることとする。

- (1) 研修の受講に際して、研修開始日の開校式までに本人確認を行う。  
本人確認の方法は、以下の公的証明書の提出等により行うものとし、  
本人確認ができない場合は、受講の拒否または修了の認定を行わないものとする。
  - ① 戸籍謄本、戸籍抄本もしくは住民票の提出
  - ② 住民基本台帳カードの提示
  - ③ 在留カード等の提示
  - ④ 健康保険証の提示
  - ⑤ 運転免許証の提示
  - ⑥ パスポートの提示
  - ⑦ 年金手帳の提示
  - ⑧ 国家資格等を有する者については免許証または登録証の提示 等
- (2) 研修に関して下記の苦情等の相談窓口を設けて研修実施部署と連携し、  
苦情及び事故が生じた場合には迅速に対応する。  
苦情対応部署：ユーススタイルカレッジ運営事務局 電話 050-3188-7677
- (3) 事業実施により知り得た受講者等の個人情報のみだりに他人に知らせ、  
又は不当な目的に使用することのないよう受講者の指導を行う。
- (4) 受講者等が実習等で知り得た個人情報のみだりに他人に知らせ、  
または不当な目的に使用することのないよう受講者の指導を行う。
- (5) 講師または受講生について、他法人が経営する事業所、  
施設への勧誘行為等を禁止する。

#### 第 18 条（施行細則）

この学則に必要な細則並びにこの学則に定めのない事項で必要があると認められる時は、  
当法人がこれを定める。

（附則）

この学則は令和 5 年 7 月 15 日から施行する。

## 別紙 1

## 保有資格によって免除される科目

教育内容	時間数	生活援助従事者研修	初任者研修	訪問介護員		介護職員基礎研修
				2級	1級	
人間の尊厳と自立	5	免除	免除	免除	免除	免除
社会の理解Ⅰ	5	免除	免除	免除	免除	免除
社会の理解Ⅱ	30				免除	免除
介護の基本Ⅰ	10	免除	免除	免除	免除	免除
介護の基本Ⅱ	20			免除	免除	免除
コミュニケーション技術	20				免除	免除
生活支援技術Ⅰ	20		免除	免除	免除	免除
生活支援技術Ⅱ	30		免除	免除	免除	免除
介護過程Ⅰ	20		免除	免除	免除	免除
介護過程Ⅱ	25				免除	免除
介護過程Ⅲ	45					免除
こころとからだのしくみⅠ	20		免除	免除	免除	免除
こころとからだのしくみⅡ	60				免除	免除
発達と老化の理解Ⅰ	10				免除	免除
発達と老化の理解Ⅱ	20				免除	免除
認知症の理解Ⅰ	10	免除	免除		免除	免除
認知症の理解Ⅱ	20				免除	免除
障害の理解Ⅰ	10	免除	免除		免除	免除
障害の理解Ⅱ	20				免除	免除
医療的ケア	50					
医療的ケア演習	14					
<b>実務者研修 受講時間数</b>	450 + 演習	410 + 14	320 + 14	320 + 14	95 + 14	50 + 14